

株 主 各 位

福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1  
こころネット株式会社  
代表取締役社長 齋藤高紀

### 第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福島県福島市上町4番30号  
S P V I L L A S サンパレス福島 4階 クラブ・シンフォニーG  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第49期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第49期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員3名選任の件
  - 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
  - 第6号議案 監査等委員の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://cocolonet.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://cocolonet.jp/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
    - ①連結計算書類の連結注記表
    - ②計算書類の個別注記表

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、経済・金融政策の効果を背景にした株価の上昇等により、緩やかな回復基調が続きましたが、消費税増税、物価上昇等の影響により個人消費は力強さを欠く展開になりました。

当社グループの事業基盤となる福島県の経済は、復興関連需要の継続等により企業収益や個人消費が堅調に推移しました。

このような環境下、当社グループでは、知名度・ブランド力の向上のためにテレビ・ラジオコマーシャル等によるプロモーション活動を積極的に行いました。また、平成26年4月1日、経営資源の集約と組織の効率化を目的にグループ内企業の再編を行いました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は11,505百万円（前連結会計年度比4.6%減）、営業利益は546百万円（同33.9%減）、経常利益は692百万円（同26.4%減）、当期純利益は528百万円（同28.0%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであり、売上高については、セグメント間の内部売上高または振替高を除き記載しております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に基づき作成した数値で比較しております。

また、当社は、事業子会社の経営統括を主たる目的とする純粋持株会社であり、各連結子会社からの不動産賃貸料収入、経営管理料収入及び配当金を主たる収益としております。一方で、各セグメント(各連結子会社)の営業費用には、当社に対する不動産賃貸料及び経営管理料が計上されております。

#### ① 葬祭事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、死亡者数は微増傾向にあるものの、同業他社との競争は激化しており、また小規模葬儀の割合も増加傾向となっております。

このような状況の下、組織再編による効率化に努めるとともに、ロゴマークを一新し葬祭会館名称を「たまのや ころろ斎苑」に統一しブランドの確立を目指しました。ま

た、「健康」や「終活」をテーマとしたセミナー開催等の地域営業の強化、葬儀施行後の法事受注・仏壇仏具等の販売及び互助会への再加入の勧誘といったアフターフォローを推進しました。その結果、売上高は5,079百万円（前連結会計年度比0.8%減）、営業利益は268百万円（同2.0%減）となりました。

## ② 石材卸売事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動による低迷が長引き受注が減少しました。また、円安等による仕入コストの上昇により収益性が低下しました。

このような状況の下、インド産石材を取り入れた差別化商品の販売活動と高品質石種の提案等による収益性改善に注力いたしました。しかしながら、売上高は1,584百万円（前連結会計年度比9.3%減）、営業利益は35百万円（同56.7%減）となりました。

## ③ 石材小売事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動により墓石等の新規建立の需要は弱含みで推移しました。

このような状況の下、インド産石材の特売、耐震構造墓石の提案等により受注活動に注力いたしました。その結果、売上高は1,397百万円（前連結会計年度比1.1%増）となったものの、仕入及び営業コストの上昇等により営業利益は25百万円（同65.3%減）となりました。

## ④ 婚礼事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、婚礼組数が減少傾向にあるなか、同業他社の相次ぐ出店により、競争が更に激化しました。

このような状況の下、平成26年4月、婚礼事業会社2社を統合し経営の効率化を図るとともに、福島県郡山市の婚礼会場「K I O K U N O M O R I（記憶の森）」を新築オープンさせました。また、販促キャンペーンの実施やWeb広告を強化し婚礼受注に努めました。しかしながら、既存会場においては受注増加には至らず、売上高は2,773百万円（前連結会計年度比14.3%減）、営業利益は16百万円（同91.6%減）となりました。

## ⑤ 生花事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、生花需要は消費税増税等により低調に推移しました。このような状況の下、山形県山形市の山形営業所を本格稼働させ、葬儀社を中心に取引先の拡充に努めました。また、仕入コストの圧縮に注力した結果、売上高は559百万円（前連結会計年度比14.0%増）、営業利益は115百万円（同39.1%増）となりました。

## ⑥ 互助会事業

互助会事業につきましては、互助会代理店による会員募集活動の強化により会員数の増加を図り、互助会を利用した葬儀及び婚礼施行の増加に努めました。しかしながら、互助会組織の見直しにより経費負担が増加し、売上高は4百万円（前連結会計年度比56.7%減）、営業損失は74百万円（前連結会計年度は7百万円の営業損失）となりました。

## ⑦ 介護事業

介護事業につきましては、サービス付き高齢者向け住宅への入居、訪問介護・通所介護等のサービスの利用増加のため、積極的な広告宣伝活動等に取り組みました。しかしながら、予定した入居者数の確保には至らず、売上高は22百万円（前連結会計年度は0百万円）、営業損失は43百万円（前連結会計年度は32百万円の営業損失）となりました。

## ⑧ その他

その他の装販部門につきましては、高級棺等の販売に注力し外部への売上は堅調に推移しました。しかしながら、円安による仕入価格の上昇と営業体制強化のための人件費増加により、売上高は80百万円（前連結会計年度比18.8%増）、営業損失は7百万円（前連結会計年度は5百万円の営業利益）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は540百万円であります。

その主な内容は、葬祭事業のこころ斎苑 喜久田（福島県郡山市）の駐車場用地購入と造成工事（81百万円）及び婚礼事業のSP VILLAS サンパレス福島（福島県福島市）の底地購入（279百万円）であります。

なお、設備投資に要した資金は、自己資金により充当いたしました。

また、当連結会計年度においてパーキング川島（福島県郡山市）の売却（245百万円）を行っております。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,500百万円の当座借越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は300百万円であります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第46期	第47期	第48期	第49期 (当連結会計年度)
	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高(千円)	10,083,154	10,504,282	12,057,377	11,505,074
経常利益(千円)	962,698	1,092,217	941,166	692,888
当期純利益(千円)	557,447	527,266	734,572	528,938
1株当たり当期純利益(円)	187.03	150.32	191.14	137.64
総資産(千円)	16,583,110	16,209,094	22,857,004	21,361,808
純資産(千円)	5,540,435	6,488,798	7,592,208	8,056,471
1株当たり純資産額(円)	1,858.83	1,831.42	1,975.58	2,096.42

- (注) 1 平成23年12月7日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っており、発行済株式総数が2,980,600株となっております。
- 2 第46期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。  
第46期において1株につき10株の株式分割を行いました。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 3 平成24年4月24日付けで新株式562,500株の発行を行っており、発行済株式総数が3,543,100株となっております。
- 4 平成25年4月1日付けで新株式300,000株の発行を行っており、発行済株式総数が3,843,100株となっております。
- 5 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。
- 6 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第46期	第47期	第48期	第49期 (当事業年度)
	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売 上 高 (千円)	1,195,185	1,373,975	1,458,405	1,440,150
経 常 利 益 (千円)	376,973	532,627	596,054	571,273
当 期 純 利 益 (千円)	274,799	314,836	527,562	518,089
1株当たり当期純利益 (円)	92.20	89.76	137.28	134.81
総 資 産 (千円)	10,190,723	9,936,933	11,226,215	10,946,107
純 資 産 (千円)	5,138,950	5,849,177	6,678,884	7,096,805
1株当たり純資産額 (円)	1,724.13	1,650.89	1,737.93	1,846.70

(注) 1 第46期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

第46期において1株につき10株の株式分割を行いました。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

- 2 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。
- 3 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	所在地	主要な事業内容
株式会社たまのや	50,000千円	100.0%	福島県 福島市	葬祭
カンノ・トレーディング株式会社	10,000千円	100.0%	福島県 伊達市	石材卸、輸入品卸小売、生花 卸、棺・納棺具卸
石のカンノ株式会社	10,000千円	100.0%	福島県 福島市	石塔小売、石工事、霊園販売
株式会社サンストーン	30,000千円	100.0%	福島県 福島市	婚礼、貸衣裳、宴会
株式会社With Wedding	40,000千円	100.0%	福島県 郡山市	婚礼、貸衣裳、宴会
株式会社ハートライン	50,000千円	100.0%	福島県 福島市	冠婚葬祭互助会
株式会社互助システムサークル	20,000千円	99.8%	福島県 郡山市	冠婚葬祭互助会
株式会社川島	10,000千円	100.0%	福島県 郡山市	冠婚葬祭業務斡旋
こころガーデン株式会社	30,000千円	100.0%	福島県 福島市	サービス付き高齢者向け住 宅、介護

- (注) 1 平成26年4月1日付けで、当社は当社の連結子会社である株式会社川島を吸収合併いたしました。これに伴い、同日、同社は解散いたしました。
- 2 平成26年4月1日付けで、当社の連結子会社である株式会社郡山グランドホテルは同じく連結子会社である株式会社サンストーンを吸収合併し、株式会社サンストーンは解散いたしました。同日、株式会社郡山グランドホテルは、株式会社With Weddingに商号変更いたしました。
- 3 平成26年4月1日付けで、当社の連結子会社である株式会社互助システムサークルが営む葬祭事業を株式会社たまのやへ譲渡いたしました。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、「私たちは、人々の『こころ』に満足と安らぎをもたらすサービスを提供する。」というグループ理念のもと、「感動のある人生を。」をスローガンとして、企業価値を高めていくために次の点に取り組んでまいります。

### ① サービス品質の向上

当社グループのすべての事業において、サービスの原点は「人」とであるという観点から、人材育成を重要な課題と位置付け、プロとしてのスペシャリストを養成する人材育成シス

テムを構築してまいります。また、専門知識を習得するため、「葬祭ディレクター」、「お墓ディレクター」、「ブライダルプロデューサー」等の各種資格取得を積極的に推進し、すべてのお客様に高品質のサービスを提供してまいります。

## ② 変化するニーズへの対応

葬祭事業につきましては、昨今の住宅事情や近隣世帯とのコミュニケーションの希薄化等により葬祭会館の需要が定着しております。一方で、葬儀規模は縮小傾向にあり、従来の葬送儀式よりも「家族葬」や「自分らしい葬儀」を希望する等、利用者のニーズは多様化しています。このような環境の下、自宅感覚のくつろぎと葬送時の特別な空間の演出等、利用者のニーズを的確に捉えた葬祭会館づくりを目指してまいります。また、サービス面においても、利用者の「想い」に十分に込められるよう独自性を高めた商品サービスを創造してまいります。

石材卸売事業につきましては、個性的なデザイン墓や石種、また商品の納期については更なる短縮化が求められております。これらのニーズにこたえるため、オリジナルデザイン墓石の開発や仕入ルートの拡充を図り豊富な石種を確保するとともに、Web会員システムを活用したスピーディーな受発注、納品体制を実現してまいります。

石材小売事業につきましては、消費者の潜在的なニーズの掘り起こしやお墓に関する疑問、不安を解消するため、「想いのお墓づくり」を展開し、需要喚起と顧客満足度の向上に努めております。また、耐震構造墓石の提案やオリジナルデザイン墓石の開発を進め、更なる顧客満足を追求してまいります。

婚礼事業につきましては、多様な挙式スタイルを実現するため、総合式場、ゲストハウス、小さな式場の3タイプの婚礼会場を用意し設備面での充実を図っております。更に、低価格でのプランや短期間の準備で挙式可能なプラン等、利用者のニーズを的確に捉えた商品プランを開発してまいります。

生花事業につきましては、近隣県に出店した各営業所において販路が拡大しております。今後も出店地域の生花需要を的確に捉え、生花商品の安定供給に努めてまいります。

互助会事業につきましては、会員の増加は、当社グループにおける将来の顧客基盤の確保に繋がることから、募集代理店を拡充し、会員募集体制を強化してまいります。また、冠婚葬祭役務サービスのほか、会報誌の発行、提携企業の優待利用、各種カルチャー教室、生活情報セミナー・イベントの開催等会員サービスの充実を図り、会員数の増加に努めてまいります。

介護事業につきましては、サービス付き高齢者向け住宅に、通所介護・訪問介護・居宅介護支援の各事業所を併設し、高齢者の安心安全でこころ豊かな生活をサポートしてまいります。

### ③ 営業エリアの拡大

葬祭事業につきましては、福島県内において、当社葬祭会館の開設余地は限られたものとなりつつあります。今後は、福島県内既存会館のシェア向上に注力するとともに近隣県への進出を進めてまいります。

東北地方を主たる営業エリアとする石材卸売事業並びに石材小売事業につきましては、冬期間における売上高の減少等季節的な業績変動要因を低減させるため、関東地方以西への販路拡大を引続き検討してまいります。

これらの事業展開に伴い、当社グループの相乗効果を最大限に引き出すために、婚礼、生花、互助会の各事業につきましても並行した営業展開を検討してまいります。

### ④ コンプライアンス体制の整備

当社グループは冠婚葬祭業と石材事業及びこれらに付帯する業務において、食品衛生法や関税法等の種々の法的規制を受けております。

これらに対し、衛生コンサルタントの導入や貿易管理マニュアル等の各種規程を制定し、厳格運用の諸施策を講じております。

また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、意識の高揚とともに法令遵守への実効性のある取り組みに努めております。事業規模の拡大、多様化を図る中で、今後も管理部門の一層の強化によるコンプライアンス体制の整備を図ってまいります。

### ⑤ 自然災害等への対応

自然災害等は企業活動にとって予測不可能なものであります。

当社グループは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故等を教訓とし、事業継続計画を策定いたしました。引き続き自然災害等の罹災時における中核事業の継続に努めてまいります。

また、震災復興面では、福島県に根差した企業として、被災した寺院への墓地修復等、業務を通じた支援にも継続して取り組んでまいります。

### ⑥ 社会貢献活動への取り組み

ライフサポート事業を通じた社会貢献はもとより、真に豊かな社会の実現に向け、企業市民としての責任を果たしてまいります。この方針を実現するため、「豊かな人生の演出」「豊かな社会の創造」「次世代への継承」を行動指針とし、様々な社会貢献活動に取り組んでまいります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、平成27年3月31日現在、当社、連結子会社7社、非連結子会社1社及び関係会社2社で構成されております。

当社は純粋持株会社としてグループ運営に係る経営戦略企画、業績管理、不動産管理、総務・経理・人事等の管理業務を行っております。各事業子会社は、福島県内における冠婚葬祭に係る諸儀式及び宴会の施行並びに付帯サービスの提供（葬祭事業、婚礼事業）、東日本を主な販売エリアとした石材の卸売（石材卸売事業）、福島県内・長野県東部における一般個人・法人向けの石材（主に墓石）の販売・工事及び関東圏を中心とした一般個人向けの霊園斡旋・墓石販売（石材小売事業）、グループ内外向けの生花の卸売（生花事業）、冠婚葬祭互助会の運営（互助会事業）、サービス付き高齢者向け住宅を中心とした介護サービスの提供（介護事業）、及びこれらに付随するその他の事業を行っております。これら各事業が連携することにより、相乗効果を高めた総合的な事業展開を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

### ① 葬祭事業

当事業は、葬儀の施行及び葬祭に係る各種サービスの提供を業務としており、連結子会社である株式会社たまのやが、自社会館を利用した葬儀施行、自宅や寺院での葬儀の補助及び法事等追善供養に係る儀式の施行等を行うほか、葬儀施行业務の受託、仏壇・仏具販売店「ぶつだんプラザ」の運営を行っております。

当事業においては、自社施設として福島県内3地区（県北・県中・会津）において葬祭会館21施設を展開しており、大規模葬儀（会葬者400名～500名規模）から家族葬等の小規模葬儀まで対応可能な体制を構築しております。葬儀の形態、会場及び会葬者数や地域ごとの慣習・特色等の利用者ニーズに応じた各種「パッケージプラン」等を提供しており、利用者にとってわかりやすい料金サービス体系を構築しております。

また、葬儀サービスにかかる品質及び当社グループの信頼向上等を図るため、人材育成・教育に注力しており、厚生労働省認定葬祭ディレクター技能審査「葬祭ディレクター」資格取得を推進するほか、納棺師の自社育成や一般社団法人日本グリーフケア協会が認定する「グリーフケア・アドバイザー」の資格取得の推進等により、ご遺族に対する「こころの安らぎ」の提供にも努めております。

自社による葬儀施行のほか、JA全農福島及び福島県内の農業協同組合（以下、「JA組合」という。）16組合が出資する株式会社JAライフクリエイティブ福島との業務委託契約により、同社が各JA組合より受託した葬儀施行にかかる一部業務を受託しております。当社グループは、主として自社施設を展開していないエリアにおいて当該形態での展開を行っております。

なお、当事業においては、葬儀にかかる仕出料理は株式会社With Weddingより、生花（生花祭壇の企画・制作含む）及び棺等はカンノ・トレーディング株式会社より、それぞれ仕入れているほか、株式会社ハートライン及び株式会社互助システムサークルより互助会会員にかかる葬儀施行の受託等、グループ連携の強化による事業展開を図っております。

## ② 石材卸売事業

当事業は、墓石を中心とした石材加工商品の輸入・卸売を業務としており、連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社が東日本地域を中心に行っております。

石材加工商品の仕入れは、その多くを中国等を中心とする海外から輸入しており、現地の提携工場において発注仕様に基づき加工された商品を輸入しております。中国福建省廈門市に現地事務所を設置し、発注及び検品等の管理業務等を行うことにより、商品仕入業務の円滑化及び商品品質の維持向上に努めております。

当事業においては、仕入コストの削減のほか、商品開発に注力しており、墓石商品にかかる独自の機能開発やオリジナルデザインによる「洋型墓石」や「デザイン墓」の開発を進め、販売先への提案を強化しております。

また、自社のWebサイトにおいて、独自機能付きの墓石やデザイン墓等の付加価値商品を紹介するほか、販売先である石材店に対して販売ツールとしての利用を促す等による販売支援等を行っております。

なお、当事業においては、墓石商品の一部について、持分法適用関連会社である天津中建万里石石材有限公司より仕入れております。

## ③ 石材小売事業

当事業は、墓石の小売を主たる業務としており、連結子会社である石のカンノ株式会社が、福島県内に5店舗、長野県に1店舗、東京都、茨城県にそれぞれ1営業所を展開し、一般消費者への墓石等の小売販売及び一部は建築石材の施工を行っております。

墓石等の小売販売については、店舗における展示場販売等に加え、寺院墓地・公営墓地・民営墓地（霊園）の斡旋等と併せた墓石販売を行っております。また、墓石販売を目的として宗教法人等が行う霊園開発の際、保証金等を差し入れ、その建墓工事の権利を取得しております。霊園の経営は宗教法人等非営利法人に限られており、他社との共同または単独で当該権利を確保することで、霊園における建墓工事の指定業者となっております。

当事業において取り扱う墓石商品は、主としてカンノ・トレーディング株式会社より仕入れております。墓地区画の形状、希望する石種やデザイン等を踏まえた墓石及び外柵の設計を行い、消費者のニーズに応じた墓石商品を提供しております。また、近年ニ

ーズが拡大している「デザイン墓」や「耐震構造墓」等の取扱いや独自の20年保証等により他社との差別化の強化を図っております。

なお、消費者にとって購入機会がまれな墓石は、その良し悪しの判断基準が不明瞭なものとなりがちですが、当社グループにおいては、ISO9001取得や当社販売スタッフの一般社団法人日本石材産業協会認定「お墓ディレクター」の資格取得推進等により、消費者が安心して墓石を購入できるよう、商品及びサービス両面における品質の維持向上に努めております。

#### ④ 婚礼事業

当事業は、婚礼の施行を中心に、挙式に係る各種サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社With Weddingが、福島県内の主要3都市（福島市、郡山市、会津若松市）に異なるタイプの6つの婚礼会場を有し、結婚式やパーティー・宴会等の施行サービスを提供しております。

婚礼施行に係る従業員は、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が認定する「ブライダルプロデューサー」の資格を取得しており、新郎新婦の親族及び友人等の参列者の心が通い合うような結婚式・披露パーティーのプロデュースに努めております。

当事業の運営においては、福島地区及び会津地区では株式会社たまのやに仕出料理等のケータリングを行っております。また、挙式等にかかる装花・生花等はカンノ・トレーディング株式会社より仕入れているほか、株式会社ハートライン及び株式会社互助システムサークルより互助会会員にかかる施行受託を行っております。

#### ⑤ 生花事業

当事業は、生花販売を主な業務としており、連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社がグループ内の各事業に対する生花・供花商品の供給に加え、一般の生花小売店等向けに同商品の卸売を行っております。

福島県福島市、山形県山形市及び栃木県小山市に事業拠点を設置し、東北地方、北関東地方を中心として関東エリアへの販売先拡大を図っております。

#### ⑥ 互助会事業

当事業は、当社グループの将来の顧客基盤を確保するため、連結子会社である株式会社ハートライン及び株式会社互助システムサークルが割賦販売法に定める前払式特定取引業者として許可を受け冠婚葬祭互助会の運営を行っております（株式会社ハートラインは〔経済産業大臣許可（互）第2001号〕、株式会社互助システムサークルは〔経済産業大臣許可（互）第2004号〕）。また、NP少額短期保険株式会社との代理店契約により、少額短期保険加入者の募集代理店業務を行っております。

冠婚葬祭互助会は、会員が月掛金を一定期間払い込むことで、グループ内の株式会社たまのや及び株式会社With Wedding並びに提携する式場等で冠婚葬祭施行の際、通常料金より割安な料金にて役務サービスを利用できる会員制組織であります。更に、会員特典として割引価格によるサービス等を受けることができます。

会員に対しては、会報誌の送付、会員参加型イベントや旅行等の企画等により、会員の付加価値の向上に努めております。

なお、当事業においては、株式会社たまのや及び株式会社With Weddingに対し、施行委託することにより一定の施行手数料を受け取っております。

#### ⑦ 介護事業

当事業は、連結子会社であるこころガーデン株式会社がサービス付き高齢者向け住宅を運営し、併せて居宅介護支援事業・訪問介護支援事業・通所介護支援事業等を行っております。

#### ⑧ その他

当事業は、連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社が棺・葬祭用品の卸売事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

当社本社：福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1

主要な営業所

	名称	所在地
葬祭事業：	たまのや こころ斎苑 黒岩	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 黒岩南	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 鎌田	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 福島中央	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 きずな	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 さつき	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 まつかわ	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 飯坂	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 福島西	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 伊達	(福島県伊達市)
	たまのや こころ斎苑 掛田	(福島県伊達市)
	たまのや こころ斎苑 会津	(福島県会津若松市)
	たまのや こころ斎苑 みさと	(福島県大沼郡)
	たまのや こころ斎苑 いなわしろ	(福島県耶麻郡)
	たまのや こころ斎苑 門田	(福島県会津若松市)
	たまのや こころ斎苑 喜多方	(福島県喜多方市)
	たまのや こころ斎苑 開成	(福島県郡山市)
	たまのや こころ斎苑 安積	(福島県郡山市)
	たまのや こころ斎苑 久留米	(福島県郡山市)
	たまのや こころ斎苑 喜久田	(福島県郡山市)
たまのや こころ斎苑 三春	(福島県田村郡)	
石材卸売事業：	石材卸事業部	(福島県伊達市)
	東京営業所	(東京都中央区)
	つくば営業所	(茨城県つくば市)
	厦門事務所	(中国福建省)

石材小売事業：	石のカンノ本店	(福島県福島市)
	石のカンノ福島西店	(福島県福島市)
	石のカンノ郡山支店	(福島県郡山市)
	石のカンノいわき支店	(福島県いわき市)
	石のカンノ会津支店	(福島県会津若松市)
	石のカンノ長野支店	(長野県東御市)
	石のカンノ東京支店	(東京都江東区)
	石のカンノ牛久営業所	(茨城県牛久市)
婚礼事業：	S P V I L L A S サンパレス福島	(福島県福島市)
	P r i m a r i	(福島県福島市)
	アニエス郡山	(福島県郡山市)
	アニエス会津	(福島県会津若松市)
	迎賓館グランプラス	(福島県郡山市)
	K I O K U N O M O R I	(福島県郡山市)
生花事業：	生花事業部	(福島県福島市)
	関東営業所	(栃木県小山市)
	山形営業所	(山形県山形市)
互助会事業：	福島営業所	(福島県福島市)
	会津営業所	(福島県会津若松市)
	郡山営業所	(福島県郡山市)
介護事業：	こころガーデン八島田	(福島県福島市)
その他：	装販事業所	(福島県福島市)

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減
葬祭事業	232（5）	4名減（2名増）
石材卸売事業	56（1）	1名減（1名減）
石材小売事業	57（-）	3名減（2名減）
婚礼事業	113（5）	14名減（8名減）
生花事業	26（-）	4名増（-）
互助会事業	14（2）	5名減（2名減）
介護事業	11（1）	1名増（1名増）
その他	4（-）	1名増（-）
全社	33（-）	3名減（-）
合計	546（14）	24名減（10名減）

- (注) 1 従業員は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含む。）であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時従業員の年間平均雇用人数（1日当たり7時間40分換算）を外書きしております。
- 2 「全社」として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであり、当社の従業員であります。

② 当社の状況

従業員数（人）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
33	3名減	44.2	10.9

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイトを含む。）は、含んでおりません。
- 2 持株会社である提出会社の従業員数は、いずれのセグメントにも区分されないため、「① 企業集団の状況」の「全社」に記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 東 邦 銀 行	1,375,269千円
福 島 信 用 金 庫	544,955千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	534,934千円
株 式 会 社 福 島 銀 行	437,660千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	184,720千円
須 賀 川 信 用 金 庫	179,789千円
株 式 会 社 き ら や か 銀 行	73,500千円
株 式 会 社 秋 田 銀 行	72,235千円
会 津 信 用 金 庫	45,848千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(株式取得による子会社化)

詳細は、当社ホームページ(<http://cocolonet.jp/>)に掲載しております、連結注記表P.13「11. 重要な後発事象に関する注記 (株式取得による子会社化)」をご覧ください。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,843,100株
- (3) 株主数 1,006名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
カンノ合同会社	970,000株	25.2%
齋藤高紀	372,970株	9.7%
川島利介	272,675株	7.1%
こころネットグループ従業員持株会	191,240株	5.0%
(株)東邦銀行	175,000株	4.6%
(株)福島銀行	135,000株	3.5%
菅野松一	84,620株	2.2%
齋藤フヨ	74,830株	1.9%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	70,000株	1.8%
菅野孝太郎	69,640株	1.8%

(注) 持株比率は自己株式（125株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菅野松一	〈重要な兼職の状況〉 天津中建万里石石材有限公司 董事
代表取締役社長	齋藤高紀	内部監査室担当 〈重要な兼職の状況〉 こころガーデン株式会社 代表取締役
常務取締役	安斎紀之	経理部、人事部、管理部担当
取締役	玉木康夫	業務統括担当
取締役	羽田和徳	企画部、総務部、営業開発部担当
取締役	川島利介	郡山地区担当 〈重要な兼職の状況〉 株式会社With Wedding 代表取締役
取締役	菅野利徳	
常勤監査役	齋藤信男	
監査役	武藤正隆	〈重要な兼職の状況〉 武藤正隆法律事務所 所長
監査役	大出隆秀	〈重要な兼職の状況〉 有限会社大出会計事務所 代表取締役

- (注) 1 菅野利徳氏は、社外取締役であります。  
 2 武藤正隆氏及び大出隆秀氏は、社外監査役であります。  
 3 監査役大出隆秀氏は、税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4 当社は、菅野利徳氏、武藤正隆氏及び大出隆秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	99,441千円 (1,080千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,050千円 (2,400千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	109,491千円 (3,480千円)

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、平成23年12月16日開催の臨時株主総会において年額144百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- 2 監査役の報酬限度額は、平成23年12月16日開催の臨時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
- 3 当事業年度末日現在の取締役は7名ですが、無支給者が1名いるため支給人員数と相違しております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役武藤正隆氏は、武藤正隆法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役大出隆秀氏は、有限会社大出会計事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 菅野利徳	平成26年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。長年にわたる行政機関及び企業経営に携わった経験と知見から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 武藤正隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 大出隆秀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。税理士・公認会計士の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社グループの内部統制システムといたしましては、地域社会やお客様からのゆるぎない信頼を確立するため、平成21年1月の定時取締役会において「内部統制基本方針（会社法）」を決議し、当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。また、内部監査体制として内部監査室を設置し、被監査部門からの独立性・牽制機能を強化し、内部統制の適正性・有効性の確保に努めております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会規程に基づき、原則月1回開催する定時取締役会及び必要あるときに開催する臨時取締役会において重要事項の審議並びに決議を行っております。
  - ② 取締役は、取締役会を通じて相互に取締役の職務執行について監督しております。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 法令及び文書管理規程に基づき、取締役会議事録等取締役の職務執行に係る情報・記録について保存・管理を行っております。
  - ② 内部統制基本方針（会社法）において、取締役及び監査役はいつでもこれらの情報を閲覧できるものとしております。
  
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社グループにおける最適なリスク管理体制を構築するためにリスク管理規程を制定し、業務遂行に関するリスク管理に必要な体制、運営の基本事項及びリスク管理委員会設置について定めております。

リスク管理委員会はリスク管理委員会運営規程に基づき運営され、全般的なリスクの特定、評価、対応策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展により企業価値を脅かすリスクに対処しております。
  - ② リスク管理の有効性評価及び実効性の高い牽制機能を確保するため、監査役はリスク管理規程に基づき内部統制システムに係る監査役監査の一環としてリスク管理の監査を行っております。また、内部監査室もリスク管理規程に基づき、独立的モニタリングとしてリスク管理に関する内部監査を行っております。
  - ③ 大地震、長期間にわたるコンピュータシステム機能停止等、会社財産の滅失や社会的信用の失墜を引き起こしうる不測の事態発生に適切に対応するため、危機管理規程を制定し、危機管理に必要な体制や運営の基本事項及び危機管理本部設置について定めております。危機管理本部は、危機の度合いにより関連する役員、危機対応部門、危機統括部門及び広報部門より構成され、危機に対し適切かつ迅速に対応し、企業価値の損失を最小限に抑制するため、一時的に一括した指揮命令を行うとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会は経営方針に沿った経営計画を策定し、取締役は経営計画に基づき職務の執行を行い、その執行状況について定期的に取締役会に報告する体制を整備しております。

また、経営会議細則において、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるために、必要な体制や運営の基本事項及び経営会議設置について定めております。経営会議は当社常勤取締役全員と企画部長で構成され、毎月取締役会に付議する事項を含む経営戦略上の重要な業務執行事項について、その方向性や方針及び意思決定のプロセスについて審議しております。

- ② 業務が効率的かつ公正に執行されるよう稟議規程、業務分掌規程を制定し、業務執行者に対する委任の範囲、権限を定めております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制基本方針（会社法）に基づき、月1回開催するコンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化並びに企業倫理の浸透を図っております。

- ② 事業執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社グループにおける法令及び内部規程等の遵守状況を監査し、当社社長及び被監査会社社長に報告しております。

- ③ コンプライアンス規程において、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を制定し、法令遵守及び社会倫理遵守に対する取締役及び使用人の意識向上に努めております。

- ④ 内部通報ホットライン規程に基づき、コンプライアンスに係る問題については通常の報告ルートのほか、内部通報ホットラインによる報告ルートを設置し、法令違反その他コンプライアンスに関する事実について、相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに、通報者保護の体制も確立しております。また、内部通報を受けた場合はすみやかに事実の調査を行い、担当部門と対応策・再発防止策を協議のうえ実施を勧告することとしております。

- ⑤ コンプライアンス行動規範において、いわゆる「反社会的勢力」とは一切関係を持たないことを宣言し、警察、弁護士等関係機関との連携を図るとともに、取締役及び使用人が一体となり不当な要求に対して毅然とした態度で臨むこととしております。

(6) 事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 組織関連規程、関係会社管理規程において純粋持株会社制のもとでグループ会社が担うべき役割を定め、グループとしての最適運営を図る体制を整備しております。
- ② 取締役会規程において、取締役会は、議事の運営上必要と認められるときは、取締役及び監査役以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができるとしております。企業価値を最大化とする役割を担う当社は、グループ会社の定時取締役会に部長、室長も出席をさせ、各社の経営について自主性を尊重しつつ現状報告や結果報告を受ける等情報の共有化を図り、グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備を図っております。
- ③ 監査役監査基準に基づき、監査役は取締役の職務執行を監査するため必要があると認めるときにはグループ会社に対し事業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を監査できる体制を整備しております。
- ④ 内部監査規程に基づき、内部監査室は当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適正性・有効性を検証し、内部監査指摘事項を当社社長に報告しております。また、被監査会社の社長に当該指摘事項を通知し改善を指示するとともに、その改善結果に対する責任者とする体制を整備しております。
- ⑤ 内部通報ホットライン管理規程に基づき、グループの全役職員は業務遂行に当たりコンプライアンス上で疑義が生じた場合は、通常の報告ルートのほかに内部通報ホットラインによる報告ルートを設け、相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに通報者保護の体制も確立しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査基準において、監査役会は必要に応じ監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを決議し、当該体制を整備するよう取締役に対し要請すると定めております。

(8) (7) の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役監査基準において、監査役会は監査業務に関する独立性を確保するため、当該使用人は監査業務に関し監査役以外（取締役・内部監査室長等）からの指揮命令を受けないことを決議し、当該体制を整備するよう取締役に対し要請すると定めております。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役監査基準に基づき、監査役は取締役会への出席、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への出席機会を確保しており、また、重要な稟議書類等を回付し、要請に応じて随時社内文書等の提出または閲覧できる体制が整備されております。
- ② 監査役監査基準に基づき、監査役は内部情報に関する重要事実等が発生した場合、取締役または使用人から遅滞なく報告を受ける体制が整備されております。また、監査役が報告を求めた場合は、取締役及び使用人は迅速かつ適切に監査役へ報告を行う体制が整備されております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役監査基準に基づき、監査役は会計監査人の会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行う等、会計監査人との連携を図る体制が整備されております。
- ② 監査役監査基準に基づき、内部監査室長は監査役に対し内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果を報告する等、密接に連携を図る体制が整備されております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,029,513</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,277,195</b>
現金及び預金	2,140,607	買掛金	371,052
受取手形及び売掛金	774,864	短期借入金	300,000
有価証券	388,882	1年内返済予定の長期借入金	692,560
商品及び製品	432,982	リース債務	13,929
仕掛品	40,857	未払法人税等	74,259
原材料及び貯蔵品	31,209	賞与引当金	150,145
繰延税金資産	152,332	その他	675,248
未収還付法人税等	2,049	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,028,140</b>
その他	111,058	長期借入金	2,456,350
貸倒引当金	△45,332	リース債務	22,250
<b>固 定 資 産</b>	<b>17,332,294</b>	繰延税金負債	51,944
<b>有形固定資産</b>	<b>12,245,965</b>	前受金復活損失引当金	46,967
建物及び構築物	6,899,854	資産除去債務	138,506
機械装置及び運搬具	77,857	負ののれん	130,127
土地	5,073,143	前払式特定取引前受金	7,918,683
リース資産	33,218	その他	263,312
建設仮勘定	39,263	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,305,336</b>
その他	122,628	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>126,437</b>	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
のれん	86,358	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,902,601</b>
リース資産	1,489	資本金	500,658
その他	38,589	資本剰余金	2,033,012
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,959,891</b>	利益剰余金	5,369,050
投資有価証券	2,709,080	自己株式	△120
長期貸付金	68,068	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>153,869</b>
繰延税金資産	22,621	その他有価証券評価差額金	30,728
営業保証金	599,208	為替換算調整勘定	123,141
その他	1,635,781	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,056,471</b>
貸倒引当金	△74,868	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>21,361,808</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,361,808</b>		

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,505,074
売上原価	7,916,846
売上総利益	3,588,227
販売費及び一般管理費	3,041,671
営業利益	546,556
営業外収益	
受取利息	40,598
受取配当金	2,647
負ののれん償却額	12,393
持分法による投資利益	1,992
掛金解約手数料	50,461
前受金月掛中断収入	57,328
貸倒引当金戻入額	15,940
その他	86,282
営業外費用	
支払利息	57,074
為替差損	13,027
前受金復活損失引当金繰入額	35,570
その他	15,639
経常利益	692,888
特別利益	
固定資産売却益	87,822
資産除去債務履行差額	19,159
補助金収入	404,158
その他	7,668
特別損失	
固定資産売却損	2,536
固定資産除却損	25,197
減損損失	41,453
固定資産圧縮損	378,375
税金等調整前当期純利益	764,135
法人税、住民税及び事業税	200,660
法人税等調整額	34,535
少数株主損益調整前当期純利益	528,938
当期純利益	528,938

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日期首残高	500,658	2,033,012	4,955,402	△73	7,489,000
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△115,289		△115,289
当期純利益			528,938		528,938
自己株式の取得				△47	△47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	413,648	△47	413,601
平成27年3月31日期末残高	500,658	2,033,012	5,369,050	△120	7,902,601

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
平成26年4月1日期首残高	15,560	87,646	103,207	7,592,208
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△115,289
当期純利益				528,938
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	15,167	35,494	50,662	50,662
連結会計年度中の変動額合計	15,167	35,494	50,662	464,263
平成27年3月31日期末残高	30,728	123,141	153,869	8,056,471

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,993,821</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>874,839</b>
現金及び預金	1,242,539	短期借入金	300,000
売掛金	100,006	1年内返済予定の長期借入金	356,232
繰延税金資産	10,944	未払金	86,879
短期貸付金	249,087	未払法人税等	47,423
未収入金	110,191	賞与引当金	12,685
立替金	238,189	その他の	71,618
その他	42,864	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,974,462</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,952,285</b>	長期借入金	1,435,081
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,895,993</b>	資産除去債務	57,059
建物	3,571,986	負ののれん	82,212
構築物	218,314	長期預り保証金	1,201,240
機械及び装置	351	役員に対する長期未払金	198,869
車両運搬具	668	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,849,302</b>
工具、器具及び備品	9,667	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	3,055,743	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
建設仮勘定	39,263	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,066,076</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>32,741</b>	資本金	500,658
のれん	18,201	資本剰余金	2,011,261
借地権	5,039	資本準備金	2,011,261
商標権	2,515	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,554,276</b>
ソフトウェア	3,693	利益準備金	24,035
その他	3,290	その他利益剰余金	4,530,241
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,023,551</b>	別途積立金	590,535
投資有価証券	112,957	繰越利益剰余金	3,939,706
関係会社株	642,804	<b>自 己 株 式</b>	<b>△120</b>
出資	2,801	評価・換算差額等	30,728
関係会社出資金	147,812	その他有価証券評価差額金	30,728
長期貸付金	1,039,325	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,096,805</b>
差入保証金	366	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>10,946,107</b>
繰延税金資産	2,364		
その他	75,118		
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,946,107</b>		

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,440,150
売 上 原 価		381,788
売 上 総 利 益		1,058,361
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		530,981
営 業 利 益		527,380
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20,923	
有 価 証 券 利 息	6,720	
負 の の れ ん 償 却 額	7,829	
経 営 指 導 料	15,700	
償 却 債 権 取 立 益	11,825	
そ の 他	12,426	75,425
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,204	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	5,799	
そ の 他	1,528	31,532
経 常 利 益		571,273
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	72,309	
補 助 金 収 入	24,739	
受 取 補 償 金	10,047	
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額	19,159	
そ の 他	780	127,035
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,517	
関 係 会 社 支 援 損	60,000	72,517
税 引 前 当 期 純 利 益		625,792
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	92,866	
法 人 税 等 調 整 額	14,835	107,702
当 期 純 利 益		518,089

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
平成26年4月1日期首残高	500,658	2,011,261	2,011,261	24,035	590,535	3,536,906	4,151,476	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△115,289	△115,289	
当期純利益						518,089	518,089	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	402,799	402,799	
平成27年3月31日期末残高	500,658	2,011,261	2,011,261	24,035	590,535	3,939,706	4,554,276	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年4月1日期首残高	△73	6,663,323	15,560	15,560	6,678,884
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△115,289			△115,289
当期純利益		518,089			518,089
自己株式の取得	△47	△47			△47
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			15,167	15,167	15,167
事業年度中の変動額合計	△47	402,752	15,167	15,167	417,920
平成27年3月31日期末残高	△120	7,066,076	30,728	30,728	7,096,805

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

ころネット株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤憲芳 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富樫健一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ころネット株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ころネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

ころネット株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤憲芳 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富樫健一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ころネット株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

こ	こ	ろ	ネ	ッ	ト	株	式	会	社	監	査	役	会
										常	勤	監	査
										役	齋	藤	信
										男			Ⓜ
										社	外	監	査
										役	武	藤	正
										隆			Ⓜ
										社	外	監	査
										役	大	出	隆
										秀			Ⓜ

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と今後の事業展開などを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき、金15円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、57,644,625円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 新規事業分野への参入に備えるため、第2条に定める目的に「発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業」を追加するものであります。
- (2) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法の改正に伴い、責任限定契約の対象範囲が拡大されたことにより、変更するものであります。  
この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な配当政策及び資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規定を新設するものであります。また、新設規定と併せて、関連する規定を削除するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号)	第1章 総 則 (商 号)
第1条 〈条文省略〉 (目 的)	第1条 〈現行どおり〉 (目 的)
第2条 〈条文省略〉 1. ～22. 〈条文省略〉 (新設)	第2条 〈現行どおり〉 1. ～22. 〈現行どおり〉 <u>23. 発電事業及びその管理・運営並びに電気の 売買に関する事業</u>
23. 〈条文省略〉	24. 〈現行どおり〉
第3条～第18条 〈条文省略〉 (取締役の員数)	第3条～第18条 〈現行どおり〉 (取締役の員数)
第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。	第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを 除く。)</u> は、10名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>2 <u>当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 〈条文省略〉</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>〈新設〉</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 〈条文省略〉</p> <p>2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 〈現行どおり〉</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 〈現行どおり〉</p> <p>2 当社は取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第30条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u> <u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u> <u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第31条 <u>当社は監査等委員会を置く。</u></p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第41条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p><u>(期末配当金)</u></p> <p>第46条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第47条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第41条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)</p> <p>第48条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p>〈新設〉</p>	<p>〈削除〉</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第43条 <u>配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	菅野 しょういち (昭和15年11月20日)	昭和31年3月 菅野石材店（当社前身）入社 昭和41年3月 有限会社菅野石材工業（現 当社）設立 代表取締役社長 平成24年6月 当社 代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 天津中建万里石石材有限公司 董事	84,620株
2	齋藤 高 紀 (昭和23年4月1日)	平成4年6月 旧 株式会社たまのや 代表取締役副社長 平成17年11月 カンノ・コーポレーション株式会社（現 当社） 代表取締役副社長 平成24年6月 当社 代表取締役社長（現任） 〔担当〕内部監査室 (重要な兼職の状況) こころガーデン株式会社 代表取締役	372,970株
3	はね だ かつ のり 羽 田 和 徳 (昭和34年4月10日)	平成22年11月 当社 営業開発部長 (株式会社みずほ銀行より出向) 平成24年6月 当社 取締役（現任） 〔担当〕企画部、総務部、営業開発部	2,100株
4	たま き やす お 玉 木 康 夫 (昭和19年3月28日)	平成15年7月 旧 石のカンノ株式会社（現 当社） 常務取締役 平成24年6月 当社 取締役（現任） 〔担当〕業務統括	44,300株
※ 5	かん の こう た ろう 菅 野 孝 太 郎 (昭和43年6月7日)	平成5年4月 株式会社福島銀行 入行 平成15年4月 旧 石のカンノ株式会社（現 当社） 入社 平成16年4月 カンノ・トレーディング株式会社 営業課長 平成18年4月 新 石のカンノ株式会社 福島支店長 平成20年6月 同社 取締役 平成24年7月 当社 企画部長（現任）	69,640株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
6	菅野利徳 (昭和22年9月7日)	昭和45年5月 通商産業省 入省 平成6年6月 北海道通商産業局長 平成7年6月 特許庁審査第一部長 平成8年6月 国土庁長官官房審議官 平成9年7月 全国中小企業団体中央会 専務理事 平成14年8月 日本割賦保証株式会社 代表取締役社長 平成21年10月 財団法人海外貿易開発協会 (現 財団法人海外産業人材育成協会) 理事長 平成24年3月 同 相談役 平成26年6月 当社 取締役 (現任)	100株

- (注) 1 ※印は、新任の取締役候補者であります。
- 2 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 3 菅野利徳氏は社外取締役候補者であります。
- 4 菅野利徳氏を社外取締役候補者とした理由は、行政機関での豊富な経験があること、更に企業経営に関する専門的な見識を有していることから、当社経営上有用な意見・助言をいただけるものと判断したものであります。また、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 5 菅野利徳氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 6 当社は、菅野利徳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、菅野利徳氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 7 当社は、菅野利徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

#### 第4号議案 監査等委員3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※ 1	たに 谷 藤 静 ひろ 氏名 (昭和28年4月2日)	昭和52年4月 北海道東北開発公庫 (現 株式会社日本政策投資銀行) 入庫 平成18年4月 同行 監査部内部監査役 平成19年3月 日本管財株式会社へ出向 東北支店長 平成21年4月 当社へ出向 営業開発部長 平成22年4月 当社 入社 営業開発部長 平成22年6月 新 株式会社たまのや 代表取締役社長 (現任)	1,300株
※ 2	む 武 藤 正 隆 氏名 (昭和19年12月11日)	昭和48年10月 司法試験合格 昭和49年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 昭和51年3月 同研修所修習終了 昭和51年4月 弁護士登録 高橋一郎法律事務所 入所 昭和53年4月 武藤正隆法律事務所開設 所長 平成21年6月 当社 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 武藤正隆法律事務所 所長	1,300株
※ 3	おお 大 出 隆 秀 氏名 (昭和34年2月4日)	昭和59年4月 プライスウォーターハウス監査法人 入社 昭和61年5月 税理士登録 平成3年10月 朝日監査法人 入社 平成7年4月 有限会社大出会計事務所 入所 平成7年8月 公認会計士登録 平成11年4月 有限会社大出会計事務所 代表取締役 平成23年12月 当社 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 有限会社大出会計事務所 代表取締役	1,300株

(注) 1 ※印は、新任の取締役候補者であります。

- 2 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 3 武藤正隆氏及び大出隆秀氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4 (1) 武藤正隆氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての法的な専門知識と経験を当社の監査・監督に活かしていただけると判断したものであります。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 大出隆秀氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士・公認会計士としての専門的な知識をもとに、客観的で中立的な監査・監督をしていただけると判断したものであります。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 5 武藤正隆氏及び大出隆秀氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって武藤正隆氏が6年、大出隆秀氏が3年6ヵ月となります。
- 6 当社は、武藤正隆氏及び大出隆秀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、武藤正隆氏及び大出隆秀氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定です。

**第5号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年12月16日開催の臨時株主総会において年額144百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額144百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名（うち社外取締役は1名）となります。

## 第6号議案 監査等委員の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額36百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

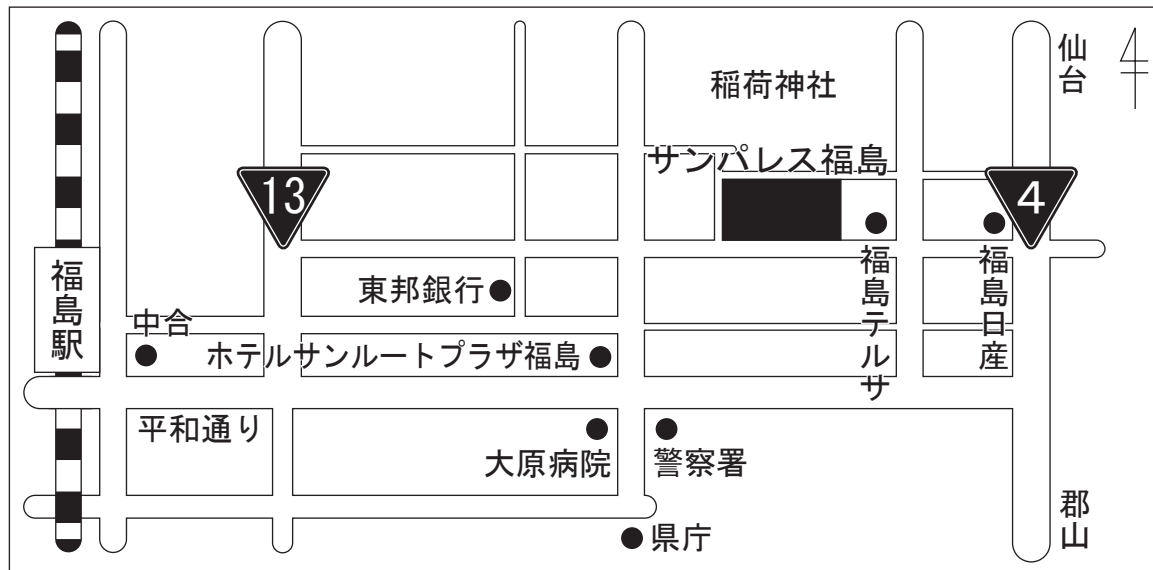


## 株主総会会場ご案内図

会場：福島県福島市上町4番30号

SP VILLAS サンパレス福島 4階 クラブ・シンフォニーG

TEL 024-523-3811



交通 JR福島駅 東口より 徒歩約10分

※駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。